

2021/06/28 付 領事メール

【新型コロナウイルス】日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望される在留邦人等の皆様へ  
(お知らせ)

- 日本に住民票がなく、一時帰国してワクチン接種を希望する在留邦人等の方を対象に、8月1日から日本でのワクチン接種（ファイザー製）が開始されます。
- 一度もワクチン接種を受けたことがない方で、一時帰国中に2回の接種を受けられる方を想定しています。
- 接種は、成田空港及び羽田空港に設置される特設会場で実施されます。
- 予約の受付は、インターネットの特設予約サイト（7月中・下旬に開設予定）での事前予約のみとなります。
- 詳しくは外務省 HP（ <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html> ）をご覧ください。

●○○●●新規事項●○○●●

1 日本に住民票を有しない海外在留邦人等の皆様の中で、在留先での新型コロナウイルスのワクチン接種に懸念等を有し、日本に一時帰国してワクチン接種を行うことを希望する方々を対象としたワクチン接種事業を、本年8月1日から開始されます。

終了時期は2022年1月上旬を予定しておりますので、接種をご希望の方は、フライト等の制約を勘案しつつ、計画的にご準備ください。

詳細につきましては、外務省HP内の以下の特設ページに掲載しておりますので、御関心のある方は以下のURLからご確認いただくとともに、特設ページ内にある「よくある質問」コーナーもご一読くださるようお願いいたします。

【外務省HP内特設ページ】 <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

2 なお、本件事業の対象者は、以下の条件を全て満たす方ですのでご注意ください。

- 在留先におけるワクチン接種に懸念等を有している日本人、又は一部の再入国許可を得て出国中の外国人（対象範囲は上記外務省HPの特設ページでご確認ください。）
- 日本国内に住民票を有していない方
- 接種を受ける日に12歳以上である方

※海外在住でも日本国内に住民票を有する方は自治体による接種の対象となるため、本事業の対象外となります。また、現時点では日本国内に住民票を有していない場合であっても、帰国時に転入届を提出し、住民票登録を行う場合は、登録先の自治体による接種事業の対象となるため、本事業の対象外となります。

※本事業は、日本国内に住民票を有しないため、自治体によるワクチン接種を受けることができない

い方を対象としています。住民票を有する方や転入届を提出した方については、各自治体からのワクチン接種に関する案内をご参照ください。

### 3 スペイン国内におけるコロナウイルス感染症拡大状況について

スペインにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生状況等については、以下のスペイン保健省 HP をご参照ください。

<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm>